

第 20 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 23 年 12 月 6 日（火）10：00～
場 所 総務省 10 階 共用 10 階会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
関口委員、藤原委員
事務局 桜井総合通信基盤局長、
(総務省) 原口電気通信事業部長、
安藤総務課長、
古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
大村料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

加入光ファイバ接続料の算定に関する検討について

- 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。

【主な発言等】

東海主査：これまでの検討を経て、OSU共用については概ね課題が整理できてきたように思われる。本日の資料は、1章、2章、3章がOSU共用に関する3つの提案についての課題の整理、4章は「ネットワークに新たに機能を追加する場合に必要な「開発」とは具体的にどのような形態でなされるのか」という委員からの質問への回答を整理したものとなっている。本日は、まず1章、2章、3章、4章についてご議論いただき、これらについて概ね議論が整理できた段階で5章、6章の分岐単位接続料設定の代替案や光配線区域の適正化といった論点についてご議論いただくこととしたい。

相田委員：「開発」の具体的な内容についてのNTT東西からの回答が資料にとりまとめられているが、もう少し詳細な話を伺わないと本当に実現できるのかどうか判断することは困難。例えば、IPネットワークの専門家が直接NTT東西にヒアリングを行うという形をとるなどしないと、これまでのような質問と回答を紙でやりとりするという形式では実現可能性についてこれ以上議論を進めることは難しいのではないかと。

東海主査：相田委員のご提案のような場を設けることがもし可能であればそういった確認についてもしなければならないかもしれないが、ちょっとペンディングにさせていただきたい。

酒井主査代理：「ポリシング機能」や「優先制御機能」について、接続事業者は

既存の機器を使って実現する方法を提案しているが、そうした機能にも様々な方式が存在するので、NTTが採用しようとしている方式が接続事業者の提案する方法で実現できるとは限らない。NTTに対して接続事業者が提案する特定の方法を押しつけることは、NTT自身による技術革新を阻害することにもなりかねず問題である。技術的な部分でNTTに何かを押しつけるというよりは、別の解があるのではないかという気もしている。現状の料金体系でもKDDIのような事業者は参入できているものの、小規模事業者の場合やルーラルエリアの場合においては参入が難しいというのも事実であろう。参入を容易にするような料金体系を考えるということも含めて、技術面以外の解決策を考える方が、これまでのような議論をそのまま進めるよりは良いのではないか。

相田委員：通信分野ではない別の業種では、レガシーな通信システムにおいては独自仕様の機器をメーカーに発注していた会社がIP網を使った通信システムを新たに導入する際には市販の機器を購入・使用するようになったというケースはいくつもある。NTTのようにIP網においても独自仕様の機器をメーカーに発注しているケースは普通あまりない。この点からも、NTTの使っている機器の具体的な性能や実際の使い方をもう少し詳しく聞いてみないと、OSU共用が実現できるかどうかはわからないという印象をもっている。

東海主査：OSU共用の形態で分岐単位接続料を導入する場合、ハード・ソフトの両面において技術的な調整が必要となる。また、こうした技術的な調整がネットワークの各機能に与える影響も勘案する必要が出てくる可能性がある。このような技術的な課題をすべてカバーした上でOSU共用が実現可能かどうかを判断することは、接続委員会の役割を超えているのではないかとと思われる。

酒井主査代理：NTTや機器メーカーを呼んで技術的な課題について話を聞きつつ調整するという対応ができないわけではないと思うが、接続委員会としてそこまでやるべきかという点については疑問である。

関口委員：「ソースルートオプション」などの技術的な手法は、「セキュリティ上のリスクが存在するので導入したくない」という考え方もあれば、「そこまで気にする必要はない」という考え方もあり、事業者ごとの価値判断の問題。技術論を超えた価値判断部分まで接続委員会として踏み込むのはいき過ぎのようにも思われる。

藤原委員：接続事業者側からすると、NTTの情報開示が足りないために主張を詰めることができない状態。他方、NTT側としては経営戦略上、技術情報の開示には限界がある状態。特定の機能を絶対に実現するというような政

策決定があれば事業者間で機密保持の協定を結んで議論を詰めるということも可能であるが、まだそこまでの決定はなされていない。その意味で、ここからさらに議論を詰めることができるかどうかは、この場でどのように交通整理を行うかにもかかっている。しかし、「OSU共用」については、現状では目標とする時点までに結論をまとめることは難しいため、今回は「仮の整理」ということで総務大臣に諮問を差し戻しておき、中長期的な検討の場について必要であれば別途設けるという形にせざるを得ないのではないかと。また、サービス競争について基本的な考え方が事業者によって異なっており、「空中戦」になっている。NTTやケイ・オプティコムといった設備事業者はOSU共用を認めると技術の発展を阻害するという主張をしているが、接続事業者の側はこれらの主張に反論しきれていない。今後「OSU共用」を扱うとすれば、技術的な議論だけでなく、このような空中戦の部分も合わせて結論をまとめる必要がある。

東海主査：「OSU共用」による分岐単位接続料設定の適否については、これまで数回開催した接続委員会において、事業者から情報を持ちながら資料を作成するという「対話型」の整理を行いつつ、委員の間で議論を重ねたことにより、整理がつきにくい課題であることが各委員の中で了解されたように思われる。これからの展開としては、事業者間協議やワーキンググループを設置して更に議論するというやり方もあり得る。しかし、実際にはこうした方法を短期間のうちに実施することは困難。ただ、今回の議論が今後の展開に向けた「入口」として前向きに行われたという点については評価をいただければありがたい。また、NTTに対しては分岐単位接続料設定の代替案についても質問を行っていたところ、NTTからはOSU共用の問題よりも光配線区画の問題を前向きに検討する旨の回答がなされたと認識している。これまでOSU共用については各社の意見が対立していたのに対し、光配線区画の問題についてはNTTも含めた各社が概ね前向きに検討する意向を示しているように理解したが、この点について委員の皆様の見解を伺いたい。

相田委員：資料1の36ページに「加えて、前述のとおり、PSTNマイグレーション時においてもメタルアクセスは残り、光とメタルが併存すると想定」とあるが、「前述」とは資料のどの部分を指しているのか。また、NTTがこのような見解を公式に表明したことはないかと認識している。そもそもNTTがアクセス回線に関するマイグレーションの方向をきちんと示さないためDSL事業者が今後の事業展開を考える上で苦勞しているものであり、この点については事務局からNTTに対しきちんと確認していただきたい。

事務局：「前述」が指している部分については、確認の上回答させていただく。PSTNからIP網へのマイグレーションが進んでもメタルアクセス回線は

一定程度残るとするNTT東西の今回の見解については、情報通信審議会の答申(案)に対するパブリックコメントにおけるNTT東西の意見書の中で、2020年代初頭の計画的移行の段階においても概ね1000万回線から2000万回線のメタル回線が残ることが見込まれるという形です。同趣旨が示されている。なお、この意見書の内容については、昨日5日に総務省HPにおいて公表されている。

相田委員：今後PSTNがNGNに置き換わったときにNGNにおいてどういった機能が提供されるのかといった計画をNTTがもう少し明確に示さないと、他事業者は対応ができないのではないか。

東海主査：接続委員会の範囲よりは少し大きな議論であるが、この点については同感である。NGNで何ができるのかという点に曖昧な部分が多く残されているのは多くの人が感じていることだと思うが、この課題について行政においてどのような対応がなされているのか、教えていただきたい。

事務局：「ブロードバンド普及促進に向けた環境整備の在り方」について、今年3月に総務大臣より情報通信審議会に対し政策諮問を行っており、その中で競争政策とマイグレーションの両側面から議論を行っていただいている。競争政策の面でもマイグレーションの面でもNTT-NGNの在り方が大きな論点となっている。現在この諮問に対する答申案についてパブリックコメントの受け付けを終了したところであり、今後パブリックコメントへの考え方について委員会でご議論いただいた後、年内に答申を頂く予定となっている。

関口委員：資料1の40ページにある光配線区画に関するKDDIの見解については、事務局においてNTT東西に対して事実確認を行った上で、必要であれば1光配線区画当たりの平均世帯数を精査していただきたい。また、38ページに、光配線区画を広げた場合について「主端末回線の数は少なくても済むものの、局外スプリッタからユーザ宅までの距離が一般には長くなることから、分岐端末回線の料金は高くなる可能性が高い」との見解がNTT東西から示されているが、これは42ページの図における引込線の料金が上がるという理解で良いか。

事務局：前者については確認させていただく。後者についてはご指摘のとおり。

関口委員：「光配線区画の適正化」という方法は分岐単位接続料設定の適否というテーマに対する正面突破ではないものの、NTT、競争事業者の双方から前向きな評価をいただいているように思われる。ただ、現時点ではどのようなスケジュールで適正化がなされるのか全くわからない状態であり、光配線区画の適正化によりどのようなタイミングで光ファイバ接続料が競争可能な水準に落ち着くのかといった点について、ある程度のスケジュールを示すことが必要ではないか。

東海主査：その点は同感。仮に光配線区画の問題について前向きに検討するという形をとった場合、具体的なスケジュールとしてどのようなものが考えられるか、ご説明いただきたい。

事務局：現在NTT東西より示されている情報は資料に記載の内容のみであり、まずは光配線区画の疎な部分がどこにあるかを把握することが必要。その過程で先程ご指摘のあったマンションの扱い等も確認していきたい。その上で、需要が疎な光配線区画についてどのような方策をとればどの程度コストが変化するのかといった点を検討していくこととなると考えている。

東海主査：この点については情報の整理をお願いしたい。ただ、関口委員もおっしゃったとおり、光配線区画の適正化は分岐単位接続料設定の適否という議題を正面突破するものではない。その意味で、前回委員会で相田委員から料金設定に関するご指摘があったと記憶しているが、何か御見解があれば伺いたい。

相田委員：私が前回提案したのは、中継局接続が利用可能となる環境を整えた上で、「本来なら実現可能であるはずの接続形態がNTTのNGNの仕様により実現できないため、代替的に中継局接続を利用する」というロジックを立てることが可能なのであれば、本来実現可能であるはずの接続に要する費用のみ接続事業者に請求するという考え方も取り得るのではないかということ。

藤原委員：光配線区画について、地域特性によっては費用増になり結果的に接続料引き下げにつながらないところもあるということだが、これは予見可能なのか。

事務局：光配線区画には様々な形状のものと想定され、拡大を図る場合であっても元の光配線区画の形状によって費用に与える影響も変わるため、まずは実態を確認することが必要。

藤原委員：光配線区画の適正化もある意味では有効であるが、1年、2年、3年といった期間でもう少し大幅に接続料を下げ需要を喚起し、これよって利用を増やし、かかった費用を回収するという方法を考えたい。この考え方は3月までの分岐単位接続料設定の適否に関する検討において自分が提示したもの。そういう意味では、今までに検討しなかった論点も含め、いわば振り出しに戻って議論することも必要ではないか。

関口委員：分岐単位接続料設定という課題が、もともと料金水準の問題から端を発しているものであることは間違いがない。資料1の36ページにはNTT東西の見解として現行の接続料でも1芯当たり2～3ユーザを獲得すればADSL並みの料金が実現可能である旨が記載されているが、そうであれば、光配線区画の適正化の青写真を描くと同時に、1芯当たり2～3ユーザをあるタイミングまでに獲得できるような環境整備を行うことが不可欠となって

くるのではないか。そのためには、料金を一定の期限までに明示的に下げさせるというのも一つの手段であるし、1芯当たり2～3ユーザを獲得できるような環境を一定の期限までに整備させるというやり方もあると思う。他にもやり方はあるかもしれないが、ある程度料金設定を含めた青写真を描くことができれば、光配線区画の適正化の検討がより生きてくるのではないかと思う。

東海主査：現行の1芯単位接続料においては、OSUを自前設置するという意味で「OSU専用」の形で接続事業者の参入がなされており、そのように一定の設備構築の努力を行って参入した事業者が既に市場に存在するという状況を踏まえて考えることが必要。また、分岐単位接続料設定の議論は、接続料全体を低廉化するというだけでなく、1芯単位では市場に参入し難いような事業者について参入の弾力化を図るという意味も持っていると思うのか。

事務局：各社の主張を勘案すると、参入の方法についての論点を挙げる事業者が多いことから、そのような意味も含まれると考えている。

東海主査：「光の道」構想実現、あるいはネットワークのIP化といった大きな流れの中で、多数の事業者の参入を促進し、市場の活性化に向けての「第一歩」をこの場において形作ることが必要であるという意識は多くの事業者に共有されているものと思う。設備競争とサービス競争の関係という話はたびたび出てくるが、設備競争を土台に考えるのは当然であるにしても、サービス競争も視野に入れて今後の展開を考えていくべきだと私としては思う。これまでOSU専用による分岐単位接続料設定についてはあまり議論をしてこなかったことから、事務局においてはOSU専用による分岐単位接続料設定の方策について次回までに整理をお願いしたい。ただし、OSU専用による分岐単位接続料設定を議論するに当たっては、8分の1という料金設定にした場合の残りの8分の7の負担の接続事業者からNTTへの転嫁という問題への対応をしっかりと考えることが解決への糸口になるのではないかとと思われる。今回はそのような論点を意識しつつ議論を進めたい。

以上